資料１

大分県宿泊税に関する宿泊事業者説明会

日本一のおんせん県おおいた 味力も満載

＼税制度について／

県庁ホームページ

令和８年１１月

大分県総務部税務課／商工観光労働部観光局観光政策課

≪問い合わせ先≫

宿泊税制度に関すること	：	総務部税務課	097-506-2384
登録申請に関すること	：	大分県税事務所	097-506-5773
システム補助金に関すること	：	観光局観光政策課	097-506-2133

目　　次

1. 大分県宿泊税の新設について ---------- 1
2. 今後の宿泊税関連スケジュール ---------- 2
3. ご案内　宿泊事業者向けシステム改修・DX補助金 ---------- 3

宿泊税制度について

1.　宿泊税の概要

（1）宿泊税の徴収方法（特別徴収） ---------- 5
（2）特別徴収義務者とは ---------- 6
（3）宿泊者とは ---------- 6
（4）宿泊とは ---------- 6
（5）税率 ---------- 7
（6）宿泊料金とは ---------- 8
（7）課税免除 ---------- 9

目　　次

2. 特別徴収義務者の登録

(1) 特別徴収義務者 ---------- 10
(2) 登録に係る提出書類 ---------- 10
(3) 特別徴収義務者証票 ---------- 12
(4) その他各種届出 ---------- 12

3. 宿泊税の申告納入

(1) 申告納入期限 ---------- 13
(2) 申告納入期限の特例 ---------- 14
(3) 宿泊税納入申告書 ---------- 16
(4) 宿泊税納入書 ---------- 17

4. 適正な申告納入のために

(1) 帳簿等の記載・保存 ---------- 18
(2) 調査 ---------- 18
(3) 特別徴収義務者報償金 ---------- 18
(4) 領収書への表示 ---------- 19

1　大分県宿泊税の新設について

◆ 県では、持続可能な観光地域づくりを目指した施策を安定的に実施していくための財源として、宿泊税を **令和９年６月１日** から導入します。

◆ 宿泊税は、地域資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、戦略的な誘客と県民生活の質の確保との両立、その他の観光振興を図る施策に活用することとしており、税収から賦課徴収に要する経費等を除いた額の７割を市町村に交付します。

➢ これまでの経過

令和8年6月26日（金）
　令和8年第2回定例会にて
　「大分県宿泊税条例」成立

7月7日（火）
　総務省への「法定外目的税新設協議書」提出

9月4日（金）
　地方財政審議会
　　大分県法定外目的税「宿泊税」の新設について
　　→審議の結果、了承

9月30日（水）
　総務大臣による法定外目的税新設の同意

➢ 宿泊税のしくみ



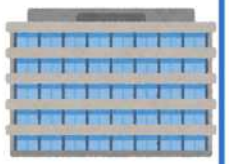
宿泊者
（**納税義務者**）

宿泊税のお支払い
（宿泊料金とあわせて）



宿泊施設の経営者
（**特別徴収義務者**）

宿泊税の申告・納入
（毎月末日までに）



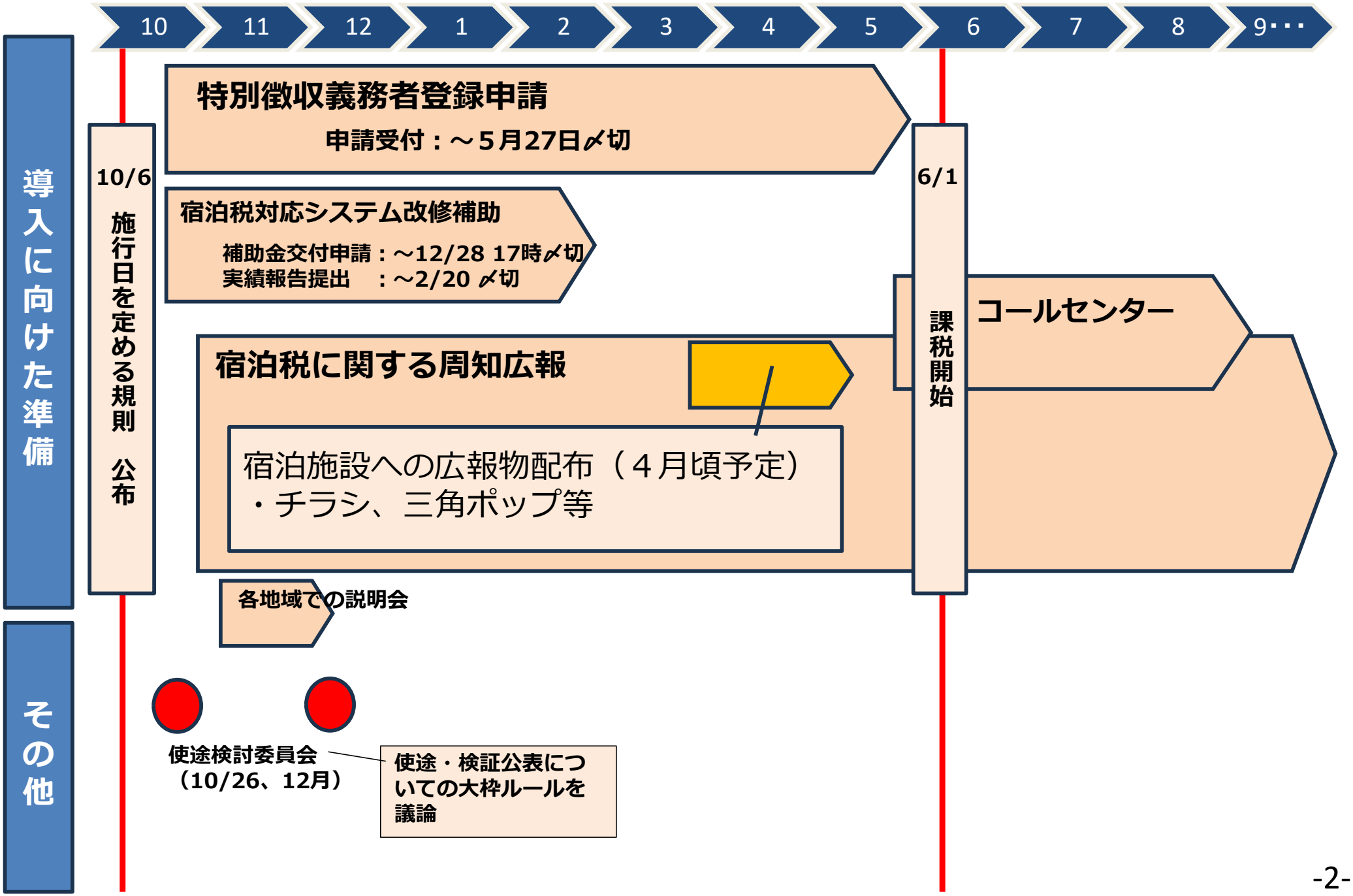
大分県

税率　１人１泊あたりの、素泊まり料金に応じて４段階

5千円未満	5千円以上 2万円未満	2万円以上 10万円未満	10万円以上
100円	200円	500円	2,000円

※食事代、消費税等は含みません。

2　今後の宿泊税関連スケジュール



３　ご案内　宿泊事業者向けシステム改修・DX補助金

◆ 宿泊税対応のための既存のシステム改修やＤＸによる省力化に向けた取組を支援する補助金を募集しています。**申請締切は、 令和8年12月28日（月）までです。**

	宿泊税対応システム改修事業費補助金	宿泊事業者DX推進事業費補助金
補助対象事業者	県内の宿泊施設を運営する事業者	県内の宿泊施設を運営する事業者
対象事業	大分県宿泊税の導入に伴って必要となる 既存のシステム改修に係る事業	業務の省力化や生産性向上に向けた デジタルを活用したシステム、機器の導入又は改修事業
補助率	10／10以内	＜一般枠＞ ２／３以内 ＜賃上げ枠＞ ３／４以内
上限額	1施設あたり 原則 200万円	＜一般枠＞ 1施設あたり 300万円 ＜賃上げ枠＞ 1施設あたり 340万円
対象経費	宿泊税導入に伴って発生する既存のシステム改修に係る経費 ※既存のシステム改修以外の機器購入経費等は対象外です。	業務の省力化や生産性向上に向けたデジタルを活用したシステム、機器の導入または改修に要する経費 ※サブスク等、月額利用料等は対象外です。
申請期間	令和8年12月28日(月曜日) ※予算額の上限に達し次第、受付終了となります。(事前予告はありません。)	

申込方法その他

申請は「大分県宿泊税対応システム改修・DX推進補助金特設サイト」から
受け付けています。その他詳細も同サイトからご確認ください。
https://shukuhakuzei-oita.jp/

特設サイトは
こちら☞

【補助金申請に関する問い合わせ先】
大分県宿泊税対応システム改修・DX 推進補助金事務局
（日本旅行大分支店内）　９：４５～１７：１５（土日祝日除く）
TEL:０９７-５３５-８０９０
（県所管所属）大分県観光局観光政策課　TEL:０９７-５０６-２１３３

宿 泊 税 制 度 に つ い て

1　宿泊税の概要

（1） 宿泊税の徴収方法（特別徴収）

◆ 宿泊税の納税義務者は、大分県内の宿泊施設の宿泊者です。

≪宿泊施設≫
・旅館業の営業許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所
・住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設（いわゆる民泊施設）

◆ **宿泊税は、宿泊施設において宿泊者から、宿泊料金と合わせて徴収していただき、宿泊施設の経営者から大分県へ申告納入していただきます。**

「特別徴収制度」といいます。



1 宿泊税の概要

（2） 特別徴収義務者とは

◆ 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。

≪宿泊施設≫
・旅館業の営業許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所
・住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設（いわゆる民泊施設）

※委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が別にいる場合には、
その方が特別徴収義務者となるための手続きがあります。

（3） 宿泊者とは

◆ 宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該設備を利用して宿泊した者をいいます。
宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

（4） 宿泊とは

◆ 一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為です。
宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において「宿泊」として取り扱うものを宿泊とします。

1　宿泊税の概要

（5）税率

◆　宿泊税の税率は1人1泊の宿泊料金に応じて、以下のとおりです。

宿泊料金（1人1泊） ※消費税抜き	宿泊料金（1人1泊） ※消費税込み	税　率
5,000円未満	5,500円未満	100円
5,000円以上 20,000円未満	5,500円以上 22,000円未満	200円
20,000円以上 100,000円未満	22,000円以上 110,000円未満	500円
100,000円以上	110,000円以上	2,000円

1 宿泊税の概要

（6） 宿泊料金とは

◆ 食事料金や消費税等を除いた、いわゆる「素泊まり料金」です。

≪宿泊料金に含まれるもの≫
○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの
（清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 ）等

≪宿泊料金に含まれないもの≫
○宿泊の対価としての性質を有しないもの
（食事料金、遊興費、会議室の使用料、消費税等の租税、立替金　等）

（参考）宿泊料金の算定について

（例1） 各種宿泊プランの取扱い

食事料金等が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等を控除した金額を宿泊料金とします。
朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

（例2） 1人当たりの料金が不明な場合

1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。

1 宿泊税の概要

（7） 課税免除

◆ 以下の宿泊については、宿泊税を課しません。

① 修学旅行その他の教育活動に伴う宿泊

次の施設に通う幼児、児童、生徒等が対象です。

対象施設	ア	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校
	イ	保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設、認可外保育施設

課税免除の対象となる「その他の教育活動」とは、学習指導要領等における学校行事であると認められるもので、林間学校など、学年全体で実施されるもので、宿泊を伴うものをいいます。

スポーツ大会やクラブ活動などの合宿などにおける宿泊は課税免除の対象とはなりません。

※学校長等から提出される「修学旅行等であることの証明書」が必要となります。

② 外国大使等の任務遂行に伴う宿泊

事前の手続きが必要となりますので、担当窓口までご相談ください。

2 特別徴収義務者の登録

（1） 特別徴収義務者

◆ 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。⇨ **特別徴収義務者としての登録が必要です。**

≪宿泊施設≫
・旅館業の営業許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所
・住宅宿泊事業を営む旨の届出をした施設（いわゆる民泊施設）

※委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）が別にいる場合には、その方が特別徴収義務者となるための手続きがあります。

（2） 登録に係る提出書類

◆ 登録申請の際は、以下の書類を提出してください。

①	**宿泊税特別徴収義務者登録申請書（1施設1枚）**	
②	経営者が法人の場合	登記事項証明書（現在事項証明書）
	経営者が個人の場合	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	旅館業法の場合	旅館業営業許可証
	住宅宿泊事業の場合	届出番号及び建物の所在地が確認できる書類 （例：民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面等）
④	旅館業法の場合	宿泊に係る契約書面（宿泊約款等）
	住宅宿泊事業の場合	
⑤	登録申請書に記載された口座情報が確認できる書類の写し（通帳の写しなど）	

※②～⑤の書類については、いずれも「写し」で結構です。
※③について、許可等を受けてから変更事項がある場合は、保健所等へ提出した変更届もすべて添付してください。
※共同事業者がある場合は、その経営者全員の住所又は所在地、氏名又は名称について記入してください。併せて役員会議事録等内容を確認できる書類を添付してください。

２　特別徴収義務者の登録

◆　委託契約等により実際にその施設の経営に責任を有している方（実質的経営者）を特別徴収義務者として申立てする場合は、前項①～⑤の書類に加えて下記⑥及び⑦の書類の提出が必要となります。（事前に大分県税事務所までご相談ください。）

なお、この場合の登録の流れは以下のとおりです。

ア　実質的経営者である旨の申立書（下表⑥）及び委託契約書等（下表⑦）の提出　（実質的経営者→県）

▽

イ　県から特別徴収義務者の指定通知書の送付　（県→実質的経営者）

▽

ウ　登録申請書及び添付書類の送付･･･指定通知から10日以内　（実質的経営者→県）

▽

エ　県から特別徴収義務者登録通知書の送付　（県→実質的経営者）

⑥	実質的経営者である旨の申立書
⑦	許可者等と実質的経営者との間で締結した契約書の写し （又は宿泊施設等に係る事業損益の帰属が確認できる書面の写し　等）

2 特別徴収義務者の登録

（3） 特別徴収義務者証票

◆ 特別徴収義務者としての登録後、「特別徴収義務者証票」を交付します。

○ この証票は、フロント等宿泊者の見やすい箇所に掲示してください。

○ フロントが複数箇所にある場合などは、必要枚数分の証票を発行します。

○ 閉業等により特別徴収の義務が消滅した場合には、速やかに証票を返還してください。

○ 万一、この証票を毀損・紛失した場合には、亡失の届出を行うとともに、再交付の申請を行ってください。



第５号様式（第５条関係）

大分県

宿泊税特別徴収義務者証票

大分県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。

大 分 県

Accommodation Tax
Special Collection Agent Certificate

Verified as a special collecting agent as written in the Oita Prefectural Government Accommodation Tax Ordinance.

Oita Prefectural Government

施設番号
Facility Number

（4） その他各種届出

◆ 登録事項の変更、経営の休止、再開、廃止などの場合、届出が必要です。

３ 宿泊税の申告納入

（1） 申告納入期限

◆ 特別徴収義務者は、**毎月の宿泊税**を原則**翌月の末日までに**、宿泊施設ごとに、**「宿泊税納入申告書」**を、大分県税事務所に提出し、その税額を**「納入書」**により納入してください。

※「宿泊税納入申告書」には、宿泊数の内訳を宿泊日ごとに記載した**「宿泊税月計表」を添付**してください。

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※12月の申告納入期限は翌年1月４日（この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日）です。

※施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、休止・廃止した日から1か月以内に申告納入してください。
（施設の経営を休止した場合は、遅滞なく、廃止した場合は、廃止から10日以内に届出が必要です。）

3　宿泊税の申告納入

（2）申告納入期限の特例

◆ 宿泊税の申告納入は原則毎月行っていただく必要があります。
なお、以下等の要件を満たす場合は、申請により3か月分まとめて申告納入を可能とする特例措置を設けます。

◆ 以下等の要件を満たし、申請・指定を受けると申告納入期限が毎月→3か月に一度となる。

≪申告納入期限の特例の要件（一例）≫

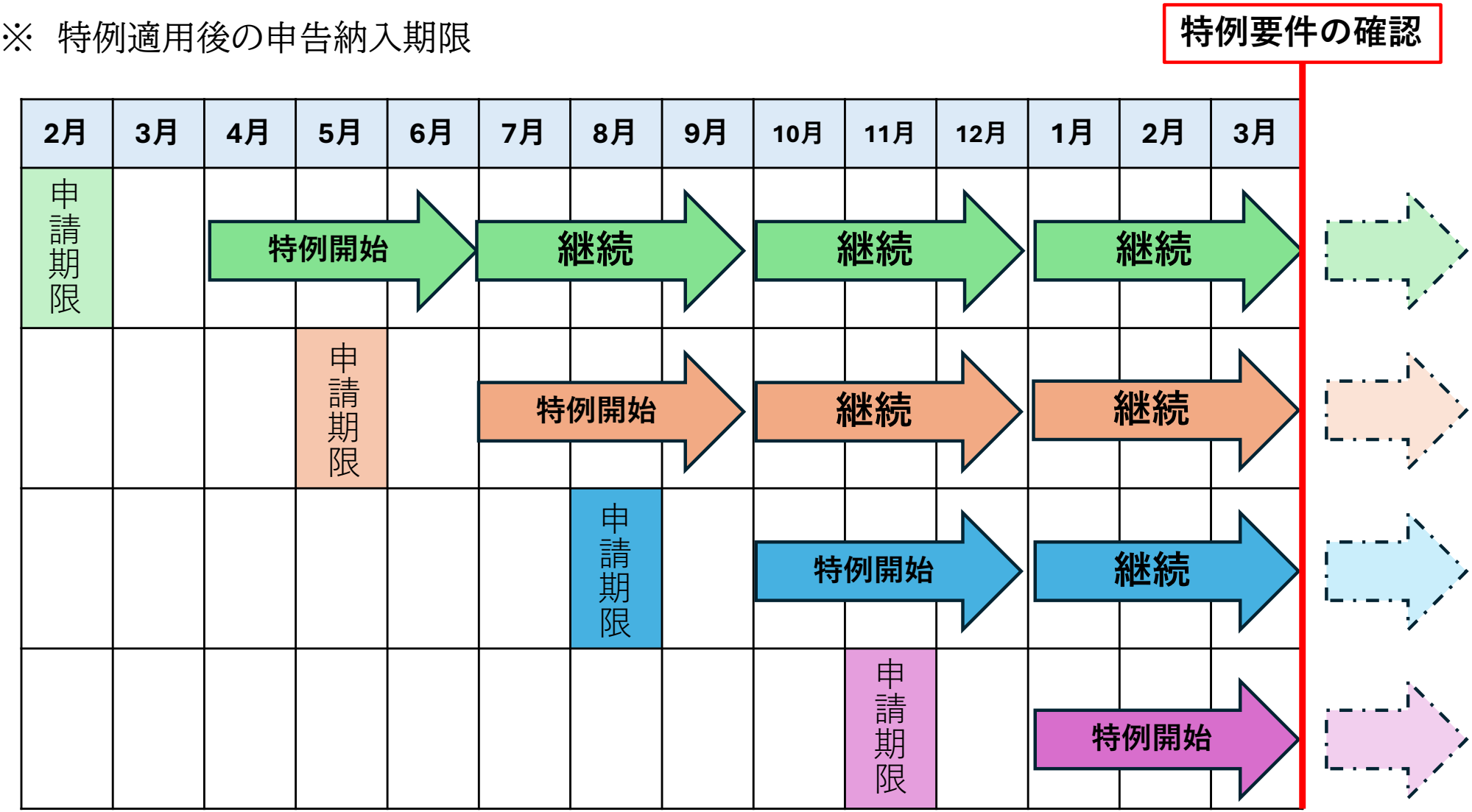
① 申請書の提出前12月間（以下、「要件適用期間」という。）の徴収すべき宿泊税が360万円以下
（施行から1年間の特例として、申請書の提出前3月間の徴収すべき宿泊税が90万円以下であれば、①の要件を満たしたものとして扱います。）
② 経営開始から12か月を経過かつ特別徴収義務者の登録から12か月を経過
（施行から1年間の特例として、宿泊施設の経営開始から12か月を経過し、かつ、特別徴収義務者の登録を行ってから3月か月を経過していれば、②の要件を満たしたものとして扱います。）
③ 要件適用期間において申告が適正に行われていること。　　等

※　特例適用後の申告納入期限

特例の適用対象月	申告納入期限	申請期限 （適用を開始する申告月の前々月の末日）
4月、5月、6月申告納入分 （3月、4月、5月宿泊分）	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 （6月、7月、8月宿泊分）	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 （9月、10月、11月宿泊分）	12月末日	8月末日
1月、2月、3月申告納入分 （12月、1月、2月宿泊分）	3月末日	11月末日

3　宿泊税の申告納入

※　特例適用後の申告納入期限



毎年3月に特例の要件（税額360万円以下など）の該当の有無について確認を行います。
要件に該当していれば、引き続き特例が継続されます。
要件に該当していなければ、3月宿泊分（4月申告納入分）から毎月申告納入となります。

３ 宿泊税の申告納入

（3） 宿泊税納入申告書

◆ 申告期限までに以下の項目を記入の上、提出してください。

・宿泊税の課税対象となる宿泊の総数
・宿泊税の課税免除となる宿泊の総数
・宿泊税額

◆ 提出方法は以下いずれかの方法で行うことができます。

・地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告
・大分県税事務所への郵便、信書便
・県税（納税）事務所の窓口に持参

※ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書の提出が必要です。
※ 申告書は宿泊施設ごとに作成してください。
※ 申告納入期限の特例を受けている場合は、1枚の申告書に3か月分の申告内容を記入してください。

3　宿泊税の申告納入

（4）宿泊税納入書

◆ 宿泊税は　納入期限までに「納入書」により大分県に納入してください。

◆ 納入方法は以下いずれかの方法で行うことができます。
・各県税（納税）事務所、金融機関等での納入
・地方税ポータルシステム（eLTAX）による電子申告を行った場合は電子納入も可能

※ 1か月分ごとに1枚作成してください。（申告納入期限の特例を適用しており、3か月に1度の申告納入の場合も同様に1か月分ごとに作成してください。）
※ 納入書は宿泊施設ごとに作成してください。



県　税　　納付（納入）書・領収証書　　公

振替口座	加入者	取りまとめ店
01950―4―960003	大分県税事務所	大分銀行県庁内支店

住（居）所及び氏名又は名称

収入	納	税目	事務所	宛名番号	整理番号

枝番	実績年月	日	課税区分	処理日	税

年度	期別	申告実績 年 月分	申告日 年 月 日

	十億	百万	千				
1 本税			￥5,	0	0	0	円
延滞金							円
過少申告加算金							円
不申告加算金							円
重加算金							円
2 合計			￥5,	0	0	0	円

納期限	令和　○年　○月　○日	3

課税事務所	大分県税事務所

領収日付印

上記の金額を領収しました。
（裏面をお読みください。）

（納税者保存）

1「本税」欄
☐ 申告納入する宿泊税額を右詰めで記載してください。
☐ 金額の左側に「￥」と記載してください。
☐ 当該施設の納入申告書に記載した税額と一致していることを確認してください。

2「合計」欄
☐ 申告納入する宿泊税額を右詰めで記載してください。
☐ 金額の左側に「￥」と記載してください。

3「納期限」欄
☐ 当該月分の納期限を記載してください。

4 適正な申告納入のために

（1） 帳簿等の記載・保存

◆ 宿泊税額の適正な把握のため、以下の事項を記載した帳簿を備え付け、書類を作成する必要があります。

種　類	記　載　事　項	保存期間
帳　簿	宿泊年月日、宿泊者数、課税対象の宿泊者数、課税免除の宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額 ※既存の総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳などで上記記載事項が確認できる場合は、改めて帳簿を作成する必要はありません。	5年
書　類	宿泊年月日、宿泊者数、宿泊料金、宿泊税額 ※既存の宿泊者名簿、契約書、予約表、請求書、領収書などで上記記載事項が確認できる場合は、改めて書類を作成する必要はありません。	

※一定の要件を満たす場合は、PC等の電磁的記録をもって、帳簿・書類の備付・作成・保存に代えることができます。

（2） 調査

◆ 宿泊税の適正な申告等の確認を行うため、大分県の職員が宿泊施設の実地調査を行うことがあります。公正公平な税務行政の運営のため、ご協力をよろしくお願いします。

（3） 特別徴収義務者報償金

◆ 特別徴収義務者の負担軽減等を図ることを目的に宿泊税の納期内納入額の2.5％を基準として、特別徴収義務者報償金を交付します。

4　適正な申告納入のために

（4）領収書への表示

◆ 領収書等に宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。

※宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合があります。

◆ 税の名称は次のとおり表示してください。

日本語表記:「宿泊税」
英語表記　:「Accommodation Tax」

≪例1≫合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書

○○　○○　様

○○○号室
人数　１名

日　付	項　目	金　額
○月○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	宿泊税	200円
	合計	11,350円

○年○月○日
大分県○○市○○番地
○○ホテル

印紙

受領印

≪例2≫宿泊税額を別に計上する場合

領収書

○○　○○　様

○○○号室
人数　１名

日　付	項　目	金　額
○月○日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	入湯税	150円
	合計	11,150円

上記のほか、宿泊税額２００円を領収しました。

○年○月○日
大分県○○市○○番地
○○ホテル

印紙

受領印

≪例3≫客室料金に宿泊税額を含めて計上する場合

領収書

○○　○○　様

○○○号室
人数　１名

日　付	項　目	金　額
○月○日	客室料金	11,350円
	合計	11,350円

上記金額には、宿泊税額200円が含まれています。

○年○月○日
大分県○○市○○番地
○○ホテル

印紙

受領印